

ご預金等の相続に関する手続きのご案内

ご遺族の皆様へ

故人様の生前のご愛顧に感謝申し上げますとともに、ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、ご遺族様にあってはご預金等の相続に関しまして、当金庫の事務手続の流れや必要な書類等についてご不明な点も多いことと思われまます。

以下にご案内をさせていただきますが、内容によりお取扱方法が異なる場合がございますので、詳しくは故人様のお取引店窓口まで、お問い合わせくださるようお願いいたします。

瀧野川信用金庫

■ 相続手続の流れ

1. 故人様のお取引店へお亡くなりになったことをご連絡ください。

2. 相続方法による手続きをご確認いただきます。

3. 提出いただく書類をご準備願います。（当金庫所定の「相続手続依頼書」も必要です。）

4. 故人様のお取引店へ必要書類をご提出いただきます。

5. 故人様のお取引店でお支払いなどの相続事務手続きをいたします。

1. お取引店への連絡

まずは、亡くなられた方のお取引店（以下「お取引店」といいます。）に、以下のご連絡をお願いします。

- ・ 故人様のお名前。お客様番号（お分かりにならないときはご住所・お電話番号）。
- ・ お亡くなりになった日付
- ・ ご連絡いただいた方のお名前、ご住所、お電話番号。故人様とのご関係。

以後、ご預金等のすべてのお取引は、相続財産の確保のため停止手続きをいたします。

必要に応じて、残高証明書（ご預金などの元本金額のみ記載した証明書）や、お取引内容確認書（お取引店との取引全般についての調査書）の発行をお申し付けください。

- 残高証明書や取引内容確認書のご請求は、当金庫所定の書類をご記入のうえ請求者様の実印を押捺して、以下の書類とともにご提出願います。
- ※ 所定の手数料を頂戴いたします。また、発行に時間を要する場合がございます。
 - ・亡くなられた方の除籍の記載がある戸籍謄本等（名義人様がお亡くなりになったことを確認いたします。）
 - ・請求者様の戸籍謄本等（上記の戸籍謄本等で請求者様が相続人だと確認できなかった場合に必要です。）
 - ・3ヶ月以内に発行された請求者様の印鑑証明書（実印と、ご本人様からの請求であることを確認いたします。）

なお、以下のようなお取引を、一時的に継続することをご希望の場合、相続人様全員のご了解がなければ受け付けできませんので、お取引店までご相談ください。

- ① 公共料金の引落としやお振込み（受取り）のご予定がある場合
- ② 生前振出の小切手や手形がある場合
- ③ 葬儀費用等のお支払いのため相続手続き前に一部支払いをご希望の場合
- ④ 契約している貸金庫の内容物を確認するため開扉したい場合

また、あらかじめ遺言書の有無をご確認ください。その際、遺言公正証書（遺言者が公証人に対し、遺言内容を口頭で伝え、公証人が聞いた内容をもとに作成した遺言書。）以外は家庭裁判所の検認（詳しくはお近くの家庭裁判所にご確認ください。）が必要となりますので、封印のある遺言書は検認まで開封しないようお気をつけ願います。

なお、遺言書情報証明書（法務局に保管されている遺言書の写し）は、検認不要です。

ご注意

相続預金等のお支払い手続きの開始にあたり、相続に関して紛議が生じている、又はその恐れがあるときは、手続きを保留させていただく場合があります。

また、投資信託や当金庫出資金のお取り扱いがある場合には、すべてのお支払いに1年以上かかることがあります。あらかじめご了承ください。

故人様に当金庫からのお借り入れがある場合、ご相続される方に当金庫の審査が必要となる場合があります。

詳しくは、お取引店までお問い合わせ願います。

2. 手続きのご確認

当金庫所定の書類にご署名ご捺印いただく方やご提出いただく書類を特定するために、以下の点をご確認ください。

- (1) 相続人である方全員がお分かりですか。ご連絡が取れますか。
相続人として認められる方全員のご署名、ご捺印をいただく場合があります。
- (2) 遺言・遺産分割協議・裁判所の調停や審判等相続の方法を記したものがありますか。
相続の方法が決められている場合は、そのとおりに手続きするために、その書類を当金庫で確認する必要があります。
- (3) どなたが相続手続きをするのかを指定している書類がありますか。
ある場合、原則として指定されている方からでなければ、相続手続きをお受けできません。ない場合は、相続人様全員による手続きとなります。

3. ご準備いただく書類

下表は、よくある事例について必要な書類を挙げ、ご請求先などを記載したものです。該当する事例が無い場合など、詳細についてはお取引店までお問い合わせください。

なお、各書類はコピーではなく原本をご提出願います（「写し」とあるものも認証文を付した証明書類原本のことです。）。原本のご返却をご希望の場合、*印を付した書類については、お申出により当金庫にてコピーを取らせていただき、原本をお返しいたします。

(1) 原則として必ず必要な書類等

相続関係の確認書類等		請求先
亡くなられた方	【戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）*】 <ul style="list-style-type: none"> 出生から除籍（死亡）まで途切れなくつながった全ての戸籍謄本。 本籍地を変更されている時、結婚や養子縁組のため別戸籍に編入されている時、法律による戸籍簿の改製がされた時は「戸籍」が切替わりますので、原戸籍・改製原戸籍など、前後の戸籍謄本等が必要となります。 兄弟姉妹の方が相続人様の場合は、亡くなられた方のご両親の、お生まれになった時からお亡くなりになった時までの戸籍謄本等が必要となります。 	本籍地の 市区役所 町村役場
	【住民票除票】 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンご利用中の場合。詳細はお取引店までご確認ください。 	
相続人の方	【戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）*】 <ul style="list-style-type: none"> 相続人様各人についてご用意ください。 ご結婚や養子縁組などにより除籍や転籍等されている場合は、除籍や転籍から現在の戸籍までの連続した戸籍謄本が必要となります。但し、お亡くなりになられた方と同一の戸籍にいる方や、結婚等で除籍されたものの現在の姓が亡くなられた方の戸籍謄本等により確認できる場合等、ご提出いただいた別の戸籍謄本等で相続人であることが確認できる方は不要です。 	当金庫
	【印鑑証明書】 <ul style="list-style-type: none"> 所定の書類にご署名ご捺印いただいた方全員。発行後3ヶ月以内のもの。 相続人様が海外に在住の場合は、印鑑証明書に代えて、大使館・領事館などで発行する「サイン証明書」をご提出願います。 	
	【相続手続依頼書】 <ul style="list-style-type: none"> 次ページの「(2) 相続の方法により必要となる書類」でご署名者として記載している方全員が、各々ご署名（自署）いただき、ご実印を押捺してください。 お名前やご住所の記入にあたっては、印鑑証明書と同様のご記入をお願いいたします。 	
	【法定相続情報一覧図の写し】 <ul style="list-style-type: none"> 法定相続情報証明制度をご利用になると、当金庫に戸籍謄本の提出は不要です。 	
	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> 【実印】もご用意ください。書き損じの訂正や現金等の受領にあたり必要となります。 	

(2) 相続の方法により必要となる書類

相続手続きの分類	相続手続依頼書のご署名	必要書類名	請求先
相続人様がお一人の場合	相続人様	遺言書がなく、遺産分割協議書（共同で相続した相続財産を、具体的に誰にどのように分けるのかを合意した記録）を作成していない場合、相続人様全員でのお手続きとなります。お取引店までご来店いただけない方については、ご来店者様を代表として手続きの委任をご了承願います。	
遺産分割協議前に相続人全員に対する払い戻しとして代表者が行う場合	相続人様全員		
遺産分割の協議はしたが遺産分割協議書は作成しない場合	相続人様全員		
遺産分割協議による相続※	当金庫の預金等を相続される方全員	【遺産分割協議書※】	相続人様
公正証書遺言による相続	当金庫の預金等を相続される方全員	【遺言公正証書正本か謄本※】	相続人様 (公証人役場)
自筆証書遺言による相続	当金庫の預金等を相続される方全員	【遺言自筆証書（遺言書）※】	相続人様
		【遺言書検認調書謄本※】	家庭裁判所
		【遺言書情報証明書(遺言書の写し)※】	法務局 (遺言書保管所)
遺言執行者のいる相続	遺言執行者	【遺言執行者選任証明書※】 または【選任審判書謄本※】 (遺言書により指定されている場合は不要)	家庭裁判所
弁護士等手続きの受任者による相続	受任者	【委任契約書※】や【委任状】等の、当金庫の預金等を相続される方の委任を受けたことが、確認できる書類。	受任者
家庭裁判所の調停による相続	調停で指定された方	【家庭裁判所の調停調書謄本※】 〔相続関係確認のための戸籍謄本等〕 等は不要です。	家庭裁判所
家庭裁判所の審判による相続	審判で指定された方	【家庭裁判所の審判書謄本※】 および【確定証明書※】 〔相続関係確認のための戸籍謄本等〕 等は不要です。	家庭裁判所
相続を放棄した方がいる場合		【相続放棄申述受理証明書※】 または【相続放棄審判書謄本※】	家庭裁判所
利益相反等（親子で相続人になる等）で特別代理人がいる場合		【特別代理人選任審判書謄本※】	家庭裁判所
マル優（マル特）のご利用枠がある場合 (故人様のマイナンバーが必要になります。)		【非課税貯蓄死亡通知書】または【特別非課税貯蓄死亡通知書】	当金庫
		故人様の【個人番号カード】等	相続人様

※最終頁の「6. 遺産分割協議書作成上の留意点」をご確認ください。

4. 書類のご提出

前ページの「3. ご準備いただく書類」のほか、故人様の当金庫とのお取引内容により、故人様がお持ちの、下表の「ご解約の手続きに必要な書類等」をご持参願います。

なお、書類等の所在が不明な場合、相続手続依頼書にその旨をご記入いただくことで、ご解約等の事務手続きを進めることはできますが、極力ご持参くださいますようお願いいたします。

お取引内容により必要な書類

お取引内容	ご解約に必要な書類等	備考
預積金のご契約がある場合	通帳・証書、 キャッシュカード	普通預金や当座預金等の名義変更は、承ることができません。
当座取引契約がある場合	未使用の手形・小切手	
貸金庫契約がある場合	貸金庫鍵、貸金庫利用カード	ご解約にあたり、期間契約の清算金（残契約期間による払戻しや鍵等の紛失の際の補修費等）が発生します。ご相続手続きにあたり、どなたが相続なさるのか、特定をお願いします。
夜間金庫契約がある場合	金庫扉鍵、入金袋、入金袋鍵	
会員（出資者）の場合	出資払込証券	法令により払戻しの時期は、亡くなられた日を含む当金庫事業年度の、翌事業年度の4月1日以降になります。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">当金庫の会員資格がある相続人様の場合、亡くなられてから3ヶ月以内に出資払込証券を名義変更して会員となり、出資金をそのままお持ちいただくと、手続きに時間がかかりません。</div>

ご注意

投資信託など名義変更後に解約手続きとなる商品のほか、申込条件のある定期預金など名義変更できない商品もございます。名義変更のお取扱いでは、新名義人様が当金庫とのお取引がない場合、新規口座開設の手続きに準じて、法令に基づいた様々な申告書類へのご記入、ご捺印、取引時確認のため運転免許証などの本人確認書類のご提示やご申告をいただく必要がありますので、ご留意願います。

また、お持ちいただいた書類に不備がありますと、再度のご提出など、お手間を取らせることになってしまいます。必要な戸籍謄本等の範囲や相続手続依頼書の書き方、本ご案内で分からない点など、ご遠慮なくお取引店までご相談ください。

5. お支払い手続き

相続手続依頼書にご記入いただいた方法にてお支払い手続きを進め、最後に手続きの完了をご確認いただいて、当金庫でのご預金等の相続手続きは終了です。

6. 遺産分割協議書作成上の留意点

遺産分割協議書において預金等の承継方法を定める場合、以下のような記載をされますと預金等が遺産分割の対象とされているか、どの相続人様にどれだけ承継されるのか等を判断することが出来ません。

このため、遺産分割協議書があっても、改めて相続人様全員の同意・承諾を確認させていただくことがございます。円滑なお手続きのため、ご留意くださいますようお願いいたします。

(1) 預金等が遺産分割の対象とされているのか不明

「不動産は〇〇が、動産は××が取得する」としか記載されていない場合、預金は不動産でも動産でもないため遺産分割の対象とされているのか判断できません。

(2) 遺産分割協議書に記載されていない預金等がある

預金等を、金融機関名・支店名・口座番号等によって具体的に特定した場合に、当該協議書に記載の無い被相続人名義の預金等があるときには、その預金等は遺産分割の対象とはなりません。法定相続となるか、改めて遺産分割協議を行っていただくかの、いずれかになります。

なお、「遺産分割後に新たに判明した財産は全て〇〇が取得する」といった条項が記載されている場合でも、個々の事情によって、そのまま適用できるのか判断できない場合がございます。

(3) 預金等の承継に条件が付されている

「□□の××に対する代償金〇〇円の支払を条件として、□□が全ての預金を承継する」といった、条件が付されている場合は当金庫ではその条件が成就されたかどうかを確認できず、文言どおりに預金承継されることになるのか判断できません。

(4) 預金等の残高に変動がある

ある時点の預金等の残高をもとにして、遺産分割協議書に具体的な承継金額を記載していたとしても、遺産分割協議の成立までに残高が変動していると、過不足分が遺産分割協議の成否や内容にどう影響するのかを判断できません。

7. その他

当金庫を通じてご契約いただいた、国債や投資信託、各種保険等については、別途、委託元の求める書類提出などの手続きが必要になりますので、あらかじめご留意ください。

また当金庫では、ご逝去による年金関係のご請求手続き（寡婦年金、死亡一時金、遺族基礎年金、遺族厚生年金および未支給年金）について、お手伝いをさせていただいております。ご遠慮なく、担当までご相談ください。